

令和7年5月30日

保護者の皆様

豊田市立小原中部小学校

保護者の会会長 鈴木 祐輔

保護者の会臨時総会の書面審議結果について（報告）

日頃より、小原中部小学校保護者の会活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、先日お願いをしました保護者の会臨時総会の結果を下記によりお示しします。皆様ご承知の上、今後もお力添えを賜りますようお願いいたします。

記

1 臨時総会の回答結果について

- (1) 会則の改正について「承認する」・・・・・・・・・会員の半数以上の回答あり
(2) 会則の改正について「承認しない」・・・・・・・・・会員の半数以下の回答あり

2 書面審議結果について

会則を、別紙のとおり、5月28日付で改正する

問い合わせ 教頭 釜屋雄一

（Tel：65-3002）

豊田市立 小原中部小学校 保護者の会 会則

(名称)

第1条 本会は、豊田市立小原中部小学校保護者の会と称し、事務局を小原中部小学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、小原中部小学校の教育を推進し、児童の福祉増進と社会への寄与を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、小原中部小学校の父母またはこれに代わる者によって組織する。

第4条 会員は、本会の行う会合に出席して、意見を述べることができる。

(役員及び会計監査)

第5条 本会役員及び会計監査の選出方法は次のとおりとする。

1 会長 1名] 当該年度の会員の中から選出する。
副会長 1名

書記・会計 1名 教頭が行う。

2 学校代表 1名 小原中部小学校長を保護者の会役員会の学校代表とする。

3 1及び2の役員を「保護者の会役員会」と言う。

4 会計監査 1名 地域コーディネーターが行う。

5 役員

福原地区、清原地区、各地区1名の役員を選出する。男女は問わない。ただし、役員会が必要と認める時は、地域内外から自治区の枠にとらわれず、別途必要な人材を若干名特別委員として隨時委嘱する事ができる。

第6条 役員及び会計監査の任期は、1年間とする。再選は妨げない。

第7条 役員及び会計監査の仕事は、次のとおりとする。

1 会長 保護者の会を代表し、会務を総括する。

2 副会長 会長を補佐し、保護者の会の行事を行う。交通安全推進協議会長を兼務する。

3 書記 会長を補佐し、保護者の会の活動の記録と総会要項の作成をする。

4 会計 会長を補佐し、本会の金銭の出納の一切を司り、会費の運用の万全を期する。

5 会計監査 本会会費の出納を監査する。

第8条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の目標をたて、事業を行う。

1 児童の生活環境をよくする。

2 その他、目的達成に必要な事業に参画する。

第9条 本会は、事業達成のため必要がある時は、新たに委員会を設けることができる。

第10条 本会は、必要に応じて総会を開くことができる。

第11条 本会総会は、会員の半数以上の出席によって成立し、議決は、出席会員の過半数を必要とする。ただし、総会によらず書面・ウェブでの議決は、実家庭の過半数を必要とする。

(会費並びに事業益金)

第12条 本会は会費として会員（1家庭）より月額500円を徴収する。

会費の改正は、総会・書面・ウェブいずれかの議決によらなければならない。

第13条 本会は、会運営上必要と認められる事業をなし、その費用を調達することもある。

事業による収益金については、保護者の会の活動及び児童の教育活動の諸費用に充てる。
学校事務に会費の徴収を依頼する。

(会則の改正)

第14条 本会会則の改正は、総会・書面・ウェブいずれかの議決による。

(個人情報の取扱い)

第15条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規定」に定め適正に運用するものとする。

(付則)

第1条 本会は、会務運営上必要な場合、役員会にて細則を協議し対処する。

第2条 会員及び児童に関する慶弔について、保護者の会会長が役員と相談し対処する。

第3条 この会則は、令和6年4月15日に改正し、令和6年4月16日から実施する。

第4条 この会則は、令和7年4月30日に改正し、令和7年5月1日から実施する。

第5条 この会則は、令和7年5月28日に改正し、令和7年5月29日から実施する。